

2022年

10月1日以降を
保険期間の初日とする
ご契約者のみなさまへ

SBI損保の火災保険 改定のご案内

(住まいの保険)

平素より弊社をご愛顧いただき、まことにありがとうございます。
弊社では、2022年10月1日以降を保険期間の初日(保険始期日)とすご契約より、
SBI損保の火災保険(住まいの保険)を改定いたします。

1 保険料の改定

自然災害による保険金のお支払いが増加していることなどから、損害保険料率算出機構が算出する参考純率^(※1)が改定されました^(※2)。
これを踏まえて弊社も保険料の改定を行います。
そのため、建物の所在地や補償内容などの契約条件により、現在のご契約と比べて保険料が増加または減少する場合があります。

※1 参考純率とは、保険料全体の中で保険金のお支払いに充当される部分(一般商品では原価に相当)として算出され、保険会社が保険料設定の際に参考とすることができる料率です。

※2 2021年5月に損害保険料率算出機構が金融庁へ参考純率改定の届出を行いました。

2 建物「破損等」補償の自己負担額の設定方式を変更

保険の対象が建物の場合の「破損等」補償の自己負担額の最低額を5万円としました。
これにより、建物の自己負担額として、0円、1万円、3万円をご選択いただいた場合、建物の「破損等」補償の自己負担額は5万円となります。

* 現在のご契約において建物の自己負担額を0円、1万円、3万円のいずれかでご契約されている場合、継続契約申込書では建物の「破損等」補償の自己負担額を5万円としています。

3 保険期間の上限を5年に変更

ご契約いただける保険期間の上限を5年間に変更しました。

* 従来、最長10年間までご契約いただくことができました。現在のご契約において5年を超える保険期間でご契約されている場合、継続契約申込書では保険期間を5年としています。

4 その他の改定

項目	改定の概要				
個人賠償責任危険補償特約、受託物賠償責任危険補償特約における被保険者の範囲の拡大	個人賠償責任危険補償特約、受託物賠償責任危険補償特約における被保険者の範囲を拡大し、被保険者が責任無能力者である場合は、その法定の監督義務者等を被保険者に追加します。この改定により、認知症等の責任能力のない方が加害事故を起こしてしまい、ご親族が損害賠償責任を問われるケースが発生した場合であっても、補償することが可能となります。				
個人賠償責任危険補償特約への電車等運行不能賠償補償の追加	誤って線路に立ち入る等して電車等を止めてしまった場合(電車等の財物損壊なし)に、振替輸送費用などの法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害を補償の対象に追加します。				
賃貸建物所有者賠償責任危険補償特約の保険金額の上限を3億円に変更	賃貸建物所有者賠償責任危険補償特約でご契約いただける保険金額の上限を3億円に変更しました。 * 従来、最高5億円までご契約いただくことができました。現在のご契約において保険金額を5億円でご契約されている場合、継続契約申込書では保険金額を3億円としています。				
新築割引の改定	新築割引の割引適用条件を変更しました。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物の建築年から保険始期年までが10年未満の場合</td> <td>建物の建築年月の翌月から保険期間の初日の属する月までが10年未満の場合</td> </tr> </tbody> </table>	改定前	改定後	建物の建築年から保険始期年までが10年未満の場合	建物の建築年月の翌月から保険期間の初日の属する月までが10年未満の場合
改定前	改定後				
建物の建築年から保険始期年までが10年未満の場合	建物の建築年月の翌月から保険期間の初日の属する月までが10年未満の場合				

⇒ 裏面もご確認ください。

「SBI損保の火災保険(住まいの保険)改定のご案内」は改定の概要をご説明するものです。商品や補償内容につきまして、詳しくは「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり」内の「住まいの保険 普通保険約款・特約」にてご確認ください。

なお、お客さまの保険期間によっては、過去のご契約時にお知らせした内容と重複したご案内となることがありますので、あらかじめご了承ください。

